

資料 4

高 都 第 1 8 6 号

令和 8 年 7 月 6 日

香川県知事 池田 豊人 殿

高松市長 大西 秀人



高松環状道路（福岡町～檀紙町）に関する環境影響評価方法書に対する意見
について（回答）

令和 8 年 6 月 1 1 日付け 8 環政第 6 6 3 0 7 号で意見照会のあったことについて、下記
のとおり回答いたします。

記

- 1 環境影響評価を行う項目には入っていないが、工事の実施に伴う粉じん、騒音、振動
相談が当課に寄せられることが想定されるため、工事に当たっては、各法令等の遵守の
みならず、十分周辺の生活環境に配慮した工事を行うこと。
- 2 ページ5-7 計画段階配慮事項に係る予測・評価の結果、「大気質／騒音」において、
A案及びB案は、C案に比べ環境影響の程度は小さいと判断されているが、程度は小さく
ても環境影響があることが想定されるため、道路の設置にあたっては、竣工後の周辺住
民の生活環境に十分配慮を行い、環境影響に対する相談等に対して、真摯に対応するこ
と。
- 3 国指定史跡の石清尾山古墳群や国指定重要文化財の小比賀家が対象区域に入っている
ほか、市指定天然記念物の西方寺配水池のソメイヨシノ、国登録記念物の増井氏庭園や
県指定史跡の生駒親正夫妻墓等の指定文化財に掛かる箇所があるため、全般的事項とし
て文化財所在地との干渉を意識すること。
- 4 環境配慮事項に埋蔵文化財の有無が全く考慮されていない。既にある埋蔵文化財包蔵
地地図は公開済みのため、これの所在について考慮すべきであり、未知の埋蔵文化財の
所在が強く示唆される範囲でもあることから、事業計画の立案に当たっては、早期の分
布調査・試掘調査等を行った上で、その結果を考慮すること。

- 5 高松城跡周辺では史跡高松城跡保存活用計画に基づく将来的な史跡への追加指定や整備の希望があるため、事前の調整が必要である。また、史跡周辺の景観にも配慮すること。
- 6 事業区域には、営農地区が含まれるため、農業者からの環境影響に対する意見・相談等に対して、真摯に対応すること。